

令和8年度埼玉県レッドデータブック動物編改訂調査業務委託 に関する公募型プロポーザル実施要領

令和8年度埼玉県レッドデータブック動物編改訂調査業務委託に関する公募型プロポーザルの実施については、この実施要領に定めるとおりとする。

1 委託業務名

令和8年度埼玉県レッドデータブック動物編改訂調査業務

2 委託業務の目的

別紙「令和8年度埼玉県レッドデータブック動物編改訂調査業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

※ 仕様書は、レッドデータブックの改訂業務の骨子を示したものであるため、応募者が有する本業務の実施に係る知見やノウハウなどを活用した提案を積極的に行うこと。

3 委託料

上限10,000,000円

※ 本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

4 委託期間

令和8年契約日から令和9年3月24日（水）まで

5 応募資格

企画提案書を提出できる者は、（1）から（6）までに掲げる条件をすべて満たす法人又はその他の団体（以下「法人等」とする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- （2） 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- （3） 公示日から提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- （4） 提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- （5） 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- （6） 法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納していない者であること。
- （7） 本プロポーザルに複数の法人等で参加する場合には、次に掲げる全ての要件を満たしている

こと。

ア すべての構成員が前記（１）から（６）の要件を満たしていること。

イ 各構成員は、他の構成員として又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。

6 プロポーザル募集から受注者決定までのスケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和8年 4月 9日	公募開始
令和8年 4月10日～令和8年 4月14日 17時	質問書受付期間
令和8年 4月20日 17時	質問回答期限
令和8年 4月21日～令和8年 4月30日 17時	提案書受付期間
令和8年 5月中旬	審査委員会（プレゼンテーション）
令和8年 5月下旬	契約先候補者決定
令和8年 5月下旬	契約締結（予定）

7 プロポーザル募集から受注者決定までの手続き

（１）質問の受付及び回答

ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

（ア）質問方法：下記電子メールアドレスに電子メールで質問する。

（様式は参考様式に準ずる。）

（イ）電子メールアドレス：g7383318@pref.saitama.lg.jp

（ウ）電子メールの件名：（法人等名）質問書 公募型プロポーザル

（エ）質問受付期間：令和8年4月10日（金）～令和8年4月14日（火）17時

イ 質問の回答

質問書を提出した事業者に対して、令和8年4月20日（月）17時までに電子メールで回答する。併せて、環境科学国際センターホームページへ掲載する。

（２）企画提案書の提出

企画提案書の提出は以下に基づき行うものとする。

ア 提出期間

令和8年4月21日（火）9時～4月30日（木）17時

イ 提出書類（別添の所定の様式で原則A4版縦）

（様式第1号）企画提案書（表紙）

・様式第1号を表紙とし、企画提案の内容を添付すること。

（様式第2号）法人概要調書

（様式第3号）類似業務実績調書

（様式第4号）業務実施体制

（様式第5号）業務実施方針

（様式第6号）参考見積書

以下の書類は複数の法人等で参加する場合に提出すること

(様式第7号) 構成員一覧表

(様式第8号) 委任状

ウ 提出部数等

正本1部、副本6部

エ 提出方法

持参又は郵送(必着。FAX、電子メールでの提出は不可。郵送の場合は、配達記録が残る方法によること。)

※持参の場合は平日の9時～17時までの受付とする。

8 審査・選定

(1) 審査・選定方法

県が設置する公募型プロポーザル審査委員会がプレゼンテーション審査を実施する。ただし、応募者多数の場合には書類で1次審査を行い、1次審査を通過した者がプレゼンテーションを行うものとする。

審査に当たっては企画提案内容、業務実施体制等を総合的に評価し、最も点数の高かった提案者を契約先候補者として選定する。

企画提案書を提出した者が1者のときは、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書を提出した者を契約先候補者として選定する。なお、審査委員会は非公開とする。

(2) プレゼンテーション

令和8年5月中旬に環境科学国際センター内で実施する予定とする。実施日時については、令和8年5月中旬までに申込者に電子メールで連絡する。

プレゼンテーション審査は提出された企画提案書を基に実施するが、必要に応じてその他の資料を用いても差し支えない。

プレゼンテーションの時間は20分、質疑の時間を概ね20分とし、プレゼンテーションは、必要に応じてパソコン(パワーポイント、エクセル、ワード、PDF等)、プロジェクター等を使用することができる。

参加者は、実際に業務に携わる者とし、人数は6名以内とする。

(3) 審査項目等

審査項目・内容は次のとおりとする。

区分	評価項目	評価の視点	配点
企画提案内容	企画提案書	本業務を理解し、業務委託の目的に沿った提案がしめられているか	70
		文献調査の提案については妥当なものとなっているか	
		標本調査の提案については妥当なものとなっているか	

		現地確認調査の提案については妥当なものとなっているか	
		現地調査員は地域及び該当種の知識等がある者となっているか	
業務の実績・実施体制	類似業務実績	類似業務について履行実績があるか	10
	業務実施体制	業務実施体制は妥当なものとなっているか	10
その他	見積書	経費の見積内容の項目や算出は妥当なものとなっているか	10

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、審査委員会の後、速やかに参加者に電子メールで通知する。

また、審査結果及び契約金額については、契約締結後、環境科学国際センターホームページで公表する。

9 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- (2) 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- (3) 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- (4) 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- (5) 「7（2）イ 提出書類」に示す提出書類に不備があるもの。
- (6) 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

10 契約に係る事項

(1) 契約の締結

契約先候補者と県との協議の上、委託内容を決定し、候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、県が決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結する。

なお、見積額については、正当な理由があると県が認める場合を除き、企画提案時からの増額は認めない。

この際、候補者の辞退や協議が整わない場合及び当該候補者が業務委託契約を締結するまでの間に、5に定める条件に該当しなくなった場合は、当該候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、順位の高い者の順に新たな契約先候補者として協議を行うこととする。

なお、委託契約の締結後、提案書に記載された内容に虚偽及び不正等があることが明らかになったときは、県は当該契約を解除することができる。この場合、県は本業務の遅延その他の理由により生じた損害について、当該受託者に対し賠償を請求することができることとする。

(2) 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規程による随意契約とする。

(3) 契約保証金

埼玉県財務規則第81条の規定による。

(4) その他

受託候補者は契約後、速やかに提案内容を適切に反映した実施計画書を提出すること。

11 その他

(1) 公募型プロポーザルの停止、中止及び取消し

緊急等やむを得ない理由により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該公募型プロポーザルに要した費用を県に請求することはできない。

(2) 提出書類について

提出された参加申請書、質問書及び企画提案に係るすべての書類については返却しない。

(3) 企画提案書の情報公開

契約締結後、県民等からの情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書の情報公開を行う場合がある。

12 書類の提出先及び問合せ先

埼玉県環境科学国際センター 生物多様性保全担当

所在地 〒347-0115 埼玉県加須市上種足914

電話 0480-73-8361

Eメール：g7383318@pref.saitama.lg.jp

令和 8 年度埼玉県レッドデータブック動物編改訂調査業務委託仕様書（案）

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ、修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

令和 8 年度埼玉県レッドデータブック動物編改訂調査業務委託

2 委託期間

令和 8 年契約日から令和 9 年 3 月 24 日まで

3 委託業務の目的

県内に生息する野生生物の現況等の基礎資料となる埼玉県レッドデータブック動物編の改訂のための調査・検討を実施する。

4 委託業務の内容

(1) 文献調査

以下（例示）により再改訂版の掲載種について最新の分布状況等を把握するとともに、追加調査種の抽出を行う。なお、アンケート調査や聞き取りのみの未実証情報は採用しないこと。

文献等例示

- ・ 環境省、近隣都県の最新版レッドデータブック及び動物誌調査、査読論文・報告書、GBIF 等の公開されているデータベース

(2) 標本調査

(1) で抽出された追加調査種等について、必要に応じて県内外の主要博物館・大学等の標本を調査し、分類学的知見を有する専門家が再同定を行う。

(3) 現地確認調査

(1) 及び (2) で得られた情報をもとに、再改訂版の掲載種及び追加調査種で現地調査が必要な種のうち、契約期間中の調査が可能な種について実施し、県内における分布状況及び生息状況等を把握する。

なお、現地調査員については、その地域及び該当種についての知識・調査経験のある者とする。

(4) 調査検討委員会への資料提供及び調整

レッドデータブック改訂のための調査・構成等に関して、専門的見地からの

助言などを目的に県が別途設置する埼玉県レッドデータブック動物編改訂調査検討委員会へ、調査や構成の方針などを諮るための資料を作成し提出する。

(委員会は最大3回程度の開催を予定)

(5) 報告書作成

(1)、(2) 及び (3) の結果を取りまとめ、令和9年3月24日までに報告書及び調査データを(電子データで)提出すること。

5 その他

(1) 本業務については令和8年度のみ業務であるが、次期動物編については令和11年度にレッドリストの公表を、令和12年度にレッドデータブックの発行を予定している。

(2) その他、この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、双方で協議して決定するものとする。